

国指定漫湖鳥獸保護区
漫湖特別保護地区
指定計画書（環境省案）

平成19年 月 日
環境省

1. 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

漫湖特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

漫湖鳥獣保護区のうち、沖縄県那覇市所在県道那覇内環状線と国場川左岸の南側との交点を起点とし、同所から同県道を東進し国場川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み県道11号線との交点に至り、同所から同県道を南進し国場川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南西に進み饒波川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し豊見城市道2号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み饒波川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北西に進み国場川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し起点に至る線よりに囲まれた区域（豊見城市字豊見城西原1146番地を除く。）

(3) 特別保護地区の存続期間

平成19年11月1日から平成39年10月31日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

漫湖鳥獣保護区は、南西諸島最大の島である沖縄島の南部を流れる国場川と饒波川の合流地点に位置し、合流地点に形成された河口干潟等の湿地からなる漫湖とその周辺陸域で構成される。干潟には、汽水域特有の稚魚やカニ、ゴカイ等の底生生物が豊富に生息しており、周辺域には、マングローブ林等が分布している。

このような自然環境を反映して、当該区域では、シギ・チドリ類を始めとする9目28科101種の鳥類が採餌及び休息の場として利用しており、環境省レッドリストに掲載された絶滅危惧A類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧B類のツクシガモ、類のハヤブサ、セイタカシギ、アカアシシギ等の希少種の生息も確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、漫湖は、多くの鳥類の採餌及び休息の場として利用されており、とりわけ、シギ・チドリを始めとする水鳥の渡来地として重要な区域となっている。また、クロツラヘラサギ、ツクシガモ等の希少種も、漫湖を生息の場として利用している。

このように、当該区域は、漫湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

2. 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息を脅かす行為を防ぐため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民と連携した普及啓発活動等に取り組む。

(2) 保全事業の目標

漫湖特別保護地区では、指定当時に比べ渡り鳥の渡来数が大幅に減少している。この原因については、上流からの土砂の流出及びマングローブ林が拡大したことによる干潟の陸地化が指摘されていることから、干潟の適切な管理及び干潟の自然環境の改善を目指す。

(3) 保全事業の対象区域

漫湖特別保護地区の全域。

(4) 保全事業の内容

渡り鳥の生息地の保護及び整備を図るために、渡り鳥が生息する上で適切な干潟及び周辺地域の状態を回復・維持するために必要な作業を行い、併せて作業上必要な施設の整備を行うとともに、関連する事業として、底生生物等の調査、地域住民への普及啓発、土砂の浚渫や支障木の除去等を実施する。なおこの事業は、渡り鳥が生息する上で適切な自然環境とその管理手法を明らかにするために必要な調査を行った上で実施する。また、渡り鳥の飛来状況等をモニタリングして目標への到達状況を定期的に評価する。

この事業のうち、環境省は、渡り鳥が生息する上で適切な干潟及び周辺地域の状態を、調査により明らかにするとともに、適切な干潟及び周辺地域の状態を回復・維持するための必要な作業を行い、併せて作業上必要な施設の整備を行う。関係地方公共団体（沖縄県、那覇市、豊見城市）は、区域内に整備されている漫湖水鳥・湿地センターを拠点として、底生生物等の調査や地域住民への普及啓発を実施し、また、沖縄県は、河川管理の一環としての土砂の浚渫や支障木の除去等を実施する。

(5) 環境変化の概要

1980年代と比較すると、漫湖周辺の自然環境は市街化に伴う緑地帯の減少、埋め立てによって干潟面積が減少している。また、マングローブ林の拡大と、漫湖に流れ込む国場川と饒波川の上流部の開発行為による土砂の流入により、干潟の陸地化が生じている。

(6) 鳥獣の生息状況の変化

当該区域における鳥類の最大飛来数総数は、1987年には7,548羽（特殊鳥類等生息環境調査〔沖縄県：2000年〕）であったが、2000年には

1、818羽(特殊鳥類等生息環境調査〔沖縄県：2000年〕)と減少している。これらは、採餌及び休息の場となる干潟の面積の減少、周辺の市街化及び道路の建設による環境の悪化等によるものと指摘されている。

3. 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 58 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	- ha
農耕地	- ha
水面	58 ha
その他	- ha

イ 所有者別内訳

国有地	- ha
地方公共団体有地	- ha
私有地等	- ha
公有水面	58 ha

4. 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、沖縄県那覇市と豊見城市の市境に位置し、国場川と饒波川の合流地点に形成された河口干潟等の湿地からなる漫湖の全域である。

イ 地形、地質等

当該区域は、那覇市を流れる国場川と饒波川の合流地点に位置し、両河川から流れ込んだ泥土の堆積が進み、干潮時には干出する泥質の干潟が発達している。

ウ 植物相の概要

当該区域の南側、饒波川の河口域にはメヒルギが優占したマングローブ群落が成立している。

エ 動物相の概要

当該区域では、鳥類はシギ・チドリ類を始めとする9目28科101種が確認されている。

魚類は、9目24科42種が確認されており、環境省レッドリストに掲載されている絶滅危惧類のキララハゼが確認されている。

底生生物(貝類・甲殻類等)は、35種が確認されており、モモイロサギガイ、オキシジミ(「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)」において、それぞれ絶滅危惧A類、絶滅危惧B類)等、7種の希少種が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況
当該区域においては、農林水産物への被害は発生していない

5 . 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 3 2 条の規定による補償に関する事項
当該区域において、第 3 2 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき
損失を補償する。

6 . 施設整備に関する事項

特別保護地区用制札	8 本
案内板	3 基